

○高根沢町建設工事請負業者選定要綱

令和2年9月11日

告示第130号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（同条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体（以下単に「共同企業体」という。）をいう。以下同じ。）の資格（以下「入札参加資格」という。）を審査し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約をする場合の建設業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格審査)

第2条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、2会計年度ごとに行うものとする。ただし、新規に資格審査を受けようとする建設業者及び町長が特に認める建設業者にあつては、資格審査を行わない会計年度においても、これを行うことができる。

2 資格審査を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）は、町長の定める期間内に、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）を提出して、資格審査を申請しなければならない。

3 申請者のうち、支店、営業所等の長に町との取引の権限を委任するものにあつては、委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、申請者は、栃木県と町が共同受付（栃木県と町が共同で資格審査の申請を受け付けることをいう。以下同じ。）を実施する場合は、共同企業体その他町長が特別な事情があると認める者を除くほか、共同受付の方法により資格審査を申請しなければならない。

5 申請に必要な添付書類は、町長が別に定める。

(入札参加資格の制限)

第3条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を与えないものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があつたと認められる者で、その事実があつた後2年を経過していないもの

(3) 町税に未納がある者

- (4) 法人の申請者にあつては法人税又は消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）、
個人の申請者にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
 - (5) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - (6) 建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1の第1号の2に規定する審査基準日（以下「経営事項審査基準日」という。）が別に定める期間内にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は当該審査を受けている者で法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていないもの
 - (7) 前条第2項の申請書又はその添付書類中重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - (8) 法第3条の規定による許可を受けていない者
 - (9) 共同企業体で、その構成員に前各号に該当する者を含むもの
- （入札参加資格の認定）

第4条 資格審査は、建設工種の種類（以下「工種」という。）ごとに行うものとする。

2 町長は、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、高根沢町建設工事入札参加資格審査会規程（昭和62年高根沢町訓令第12号）第1条に規定する高根沢町建設工事入札参加資格審査会の審査の結果に基づき、入札参加資格の有無を認定するものとする。

3 町長は、前項の規定に基づき入札参加資格を認定するときは、経営事項審査基準日における経営事項審査の項目及び別に定める主観的事項を総合的に勘案し、工種ごとに総合点数を付するとともに、土木一式工事及び建築一式工事についてはSA級、A級、B級又はC級のいずれかに、管工事及び舗装工事についてはA級、B級又はC級のいずれかの格付を付するものとする。

（入札参加資格の有効期間）

第5条 入札参加資格の有効期間は、次の各号に掲げる資格審査の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第2条第1項本文の規定による資格審査 入札参加資格を認めた日（以下「認定

日」という。)以後の最初の4月1日から2年を経過する日までの期間

(2) 第2条第1項ただし書の規定による資格審査 認定日以後の最初の月の初日から前号の資格審査を受けた者の有効期間が満了する日までの期間

(資格審査結果の通知等)

第6条 町長は、第4条第2項の規定による認定の結果について、申請者あて通知するものとする。

2 町長は、第4条第2項の規定により入札参加資格を有すると認定した者(以下「有資格者」という。)を入札参加資格者名簿に登載するものとする。

3 第1項の通知を受けた申請者は、第4条第2項の規定による認定に異議がある場合は、通知を受けた日から30日以内に当該認定の再審査を町長に請求することができる。

(格付の変更)

第7条 町長は、特に格付の変更の必要を認めた場合については、有資格者の格付を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により格付の変更を行ったときは、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第8条 町長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により入札参加資格の認定を受けたとき。

(3) 有資格者から入札参加資格の取消しの申出があったとき。

(4) 入札参加資格の認定を受けた工種に係る建設業の許可を有しなくなったとき。

2 町長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(変更の届出等)

第9条 有資格者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、速やかに、入札参加資格審査申請書変更届(様式第3号)によりその旨を届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(4) 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス

- (5) 受任者の有無及び委任状に記載した事項
- (6) 建設業の許可番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項
(発注の基準)

第10条 一般競争入札に付する工事は、別に定めるものとする。

2 格付を付した工種に係る工事の発注の基準は、町長が別に定める。ただし、次に掲げる工事については、この基準によらず発注することができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) その他町長が特殊な事情があると認める工事
(指名業者の選定基準)

第11条 指名競争入札及び随意契約の場合における建設業者の選定は、有資格者の中から行い、格付を付した工種にあつては、格付を受けた者の中から前条第2項の基準に従い行うものとする。ただし、工事の執行上必要があるときは、指名業者（指名競争入札により指名を行おうとする建設業者をいう。以下同じ。）の数の2分の1を超えない範囲において当該等級の直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた者の中から選定することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該等級に格付けされた者がいないとき、僅少なときその他の理由により選定が困難と認められる場合においては、当該規定にかかわらず、指名業者の数の2分の1を超えることができるものとする。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、予定価格が1億円以上の土木一式工事及び予定価格が2億円以上の建築一式工事については、下位等級からの選定は行わないものとする。

4 管工事について第1項及び第2項の規定に基づく選定が困難なときは、上位等級に格付けされた者の中から選定することができるものとする。

5 次に掲げる工事については、第1項の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害による復旧工事その他緊急を要する工事
- (3) その他町長が特殊な事情があると認める工事
(指名業者の選定の留意事項)

第12条 指名競争入札に付する工事に係る指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無

- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 前各号に掲げるほか、当該工事施工に必要な事項
(選考委員会)

第13条 一般競争入札における競争入札参加資格条件の決定及び指名競争入札における請負業者の選定等を行うために、高根沢町建設工事請負業者指名選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。